

## 第2章 動員計画

(各機関)

### 第1節 計画の方針

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ適確に実施するため、災害対策本部要員及びその他職員の動員についてその要領等を定める。

### 第2節 災害警戒本部の動員

災害警戒本部を設置した場合における要員の動員は、次によるものとする。  
ただし、地震等別に定めるものについては除く。

配備	部名	危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部
1号配備	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 6	健康福祉総務課 1	農村振興課 1	道路計画課 道路建設課 道路管理課 2  河川課 砂防課 6	警備第一課 2	
2号配備	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 10	健康福祉総務課 2	農村振興課 1 森の保全推進課 1	監理課 3 道路計画課 道路建設課 道路管理課 5 交通政策課 1 河川課 砂防課 11 下水道政策課 1	警備第一課 3	

### 第3節 雪害警戒本部、雪害対策本部の動員

雪害警戒本部、雪害対策本部を設置した場合における要員の動員は、次によるものとする

体制	配備	危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部
雪害警戒本部	1号配備	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 6	—	林業振興課 1	道路計画課 道路建設課 道路管理課 3	警備第一課 2
雪害対策本部	(2号配備相当)	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 10	健康福祉総務課 1	農政課 1 林業振興課 1	監理課 道路計画課 道路建設課 道路管理課 交通政策課 9	警備第一課 3

(備考) 要員の動員は上記を基本とし、必要に応じた体制とする。

## 第4節 災害対策本部の動員

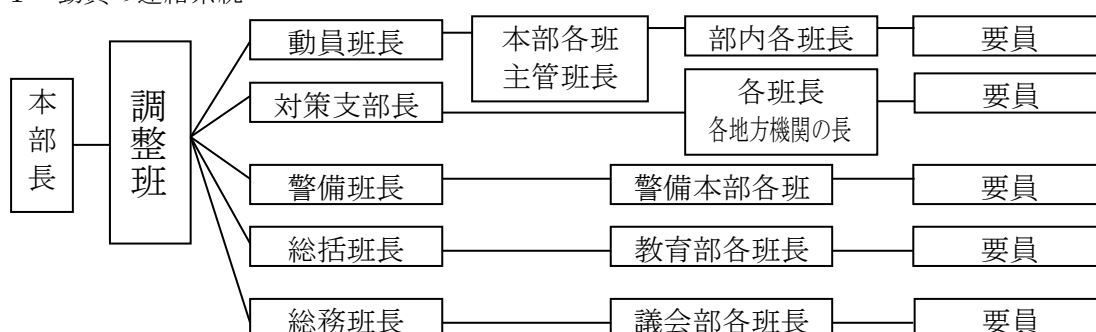
### 第1 動員計画

災害対策本部及び災害対策支部要員の動員は、事務局要員及び3段階による標準動員とし、あらかじめ各部、各班ごとに動員数を設定し、災害対策本部の指令に基づき各部長又は各班長及び各災害対策支部長が災害の状況に応じ本部指令を基準として臨機応変に実施するものとする。

災害の規模・状況により、本部事務局員が不足すると予測される場合は、危機管理監が動員班長と協議して、職員 of 早期参集指示や追加動員を求める。

### 第2 動員要請

#### 1 動員の連絡系統



#### 2 動員の方法

- (1) 動員の伝達は、災害対策本部指令により無線又は電話若しくは連絡員等の方法で1の系統によって行う。
- (2) 勤務時間外の場合の動員の伝達は、各部活動計画によるものとするが、電報により動員するときは、次の文章を使用するものとする。

略 文…………… サイガイコイ フ

解 読 文…………… 災害緊急事態のため至急出動せよ 京都府

- (3) 標準動員以外の職員の動員は災害対策本部職員については災害対策本部の指令により動員班長が（緊急の場合にあっては、調整班長と動員班長との協議により動員班長が）、地方機関の職員については災害対策支部長がそれぞれ実施するものとする。
- (4) 京都市内地域機関の職員の動員は、動員班長から本部各部主管班長を通じて動員するものとする。
- (5) 京都府監査委員事務局、京都府人事委員会事務局、京都府労働委員会事務局等に属する職員の動員は、動員班長から各事務局長を通じて行うものとする。
- (6) 京都海区漁業調整委員会事務局に属する職員の動員は、当該事務局所在の対策支部長が事務局長を通じて行うものとする。
- (7) 災害対策本部設置後の有効稼働状況を把握するため、各部主管班長は、動員班長の指示するところにより、部内各班の動員状況を報告するものとする。

#### 3 参集場所

- (1) 職員は、動員の指示があった場合及び自動参集の場合は、原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属に参集する。
- (2) 勤務時間外に動員の指示を受けた場合及び自動参集する場合において、交通が遮断し、あらゆる手段を講じて、勤務所属に参集することが不可能な場合には、職員は各自の所在地から出動可能な最も近接した本庁又は総合庁舎に参集する。

ただし、災害対策本部員及び副部长、班長、非常時専任職員等についてはこの限りでない。

#### 4 非常時専任職員

- (1) 災害等の発生時に、災害対策本部等の必要な体制を確保するため、通常業務を離れて、災害対応業務に専任する職員をあらかじめ指定する。（以下「専任職員」という。）

(2) 専任職員は次の職務を行う。

ア 通常業務を離れ、危機管理監の直属のスタッフとして各部局（室）との調整等に関わる職務

イ 通常業務を離れ、危機管理監又は災害対策支部長若しくは副支部長の指揮の下、災害対策本部又は災害対策支部等の設置、情報収集等の初動業務に関わる職務

ウ 通常業務を離れ、災害対策支部長（京都市域での緊急事態にあつては、災害対策本部長）等の指揮の下、災害対策本部、災害対策支部、市町村災害対策本部、京都府災害ボランティアセンター等の支援、連絡調整等に関わる職務

(3) その他専任職員に関する必要事項は、別に定める。

## 5 府の退職者等の協力

### (1) 府退職者等協力制度

大規模災害時における災害応急対策のため、府の退職者並びに京都府の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例に定める団体及び府大学法人に勤務する者のうち、府からの事前の要請に応じ、府の指揮下で災害応急対策に従事することをあらかじめ承諾した者により予備的な体制を確保する。

### (2) 活動の実施

全動員により対応する場合であつて、さらに体制を拡充する必要があるときは、府退職者等協力制度に登録された者を、その都度、意向を確認した上で動員し、災害対策本部各班及び支部業務の人的サポート、居住地周辺における現地情報の報告、市町村業務の支援、専門知識を活かした業務支援その他必要な災害応急対策に従事させることができる。



## 要 員 動 員 計 画 表

(注) 数字は動員数を示す。

商工労働観光部	農 林 水 産 部	建 設 交 通 部	教 育 部	警 察 本 部	議 会 部	備 考
産業労働総務班 1 中小企業 総合支援班 1 産業振興班 1 染織・工芸班 1 産業立地班 1 経済交流班 1 文化学術研究 都市推進班 1 雇用推進班 1 労働政策班 1 人材育成班 1 観光班 1	農政班 3 農村振興班 4 経営支援・ 担い手育成班 2 流通・ブランド 戦略班 1 農産班 1 畜産班 1 水産班 1 林業振興班 1 森の保全推進班 1	監理班 3 指導検査班 2 用地班 1 道路班 8 交通政策班 1 河川・砂防班 21 都市計画班 2 建築指導班 1 住宅班 3 営繕班 2 公営企業経営班 2 水道政策班 2 下水道政策班 1 港湾班 2	総括班 3 管理班 1 学校教育班 1 特別支援教育班 1 高校教育班 1 保健体育班 1 文化財保護班 1	警備班 3 生活安全班 2 地域班 2 刑事班 2 交通班 2	総務・図書館班 2 議事班 2 委員会班 2	他対策本部 要員待機 時間外は自 宅待機
産業労働総務班 3 中小企業 総合支援班 1 産業振興班 1 染織・工芸班 1 産業立地班 1 経済交流班 1 文化学術研究 都市推進班 1 労働政策班 1 雇用推進班 1 人材育成班 1 観光班 1	農政班 8 農村振興班 7 経営支援・ 担い手育成班 5 流通・ブランド 戦略班 5 農産班 8 畜産班 4 水産班 3 林業振興班 5 森の保全推進班 2	監理班 6 指導検査班 5 用地班 4 道路班 15 交通政策班 4 河川・砂防班 41 都市計画班 6 建築指導班 5 住宅班 12 営繕班 6 公営企業経営班 5 水道政策班 3 下水道政策班 5 港湾班 3	総括班 9 管理班 4 教職員班 2 福利班 2 学校教育班 3 特別支援教育班 2 高校教育班 2 教育DX推進班 2 保健体育班 2 社会教育班 2 文化財保護班 10	警備班 5 生活安全班 3 地域班 3 刑事班 3 交通班 3	総務・図書館班 5 議事班 5 委員会班 5	同 上
全動員	全動員	全動員	全動員	全動員	全動員	

※交通遮断等で勤務所属に参集できない場合の対応については、別に定める。